

子育て支援施設・地域包括支援センター・商業施設 学校を休止し、又は廃止しようとするみなさまへ

本市では、平成30年3月30日に、都市再生特別措置法に基づく「春日井市立地適正化計画」を策定し、公表しました。

計画は、人口減少や高齢化が進展した社会においても、持続可能な都市経営を行うことができるよう将来を見据えて取り組むものです。

届出の目的

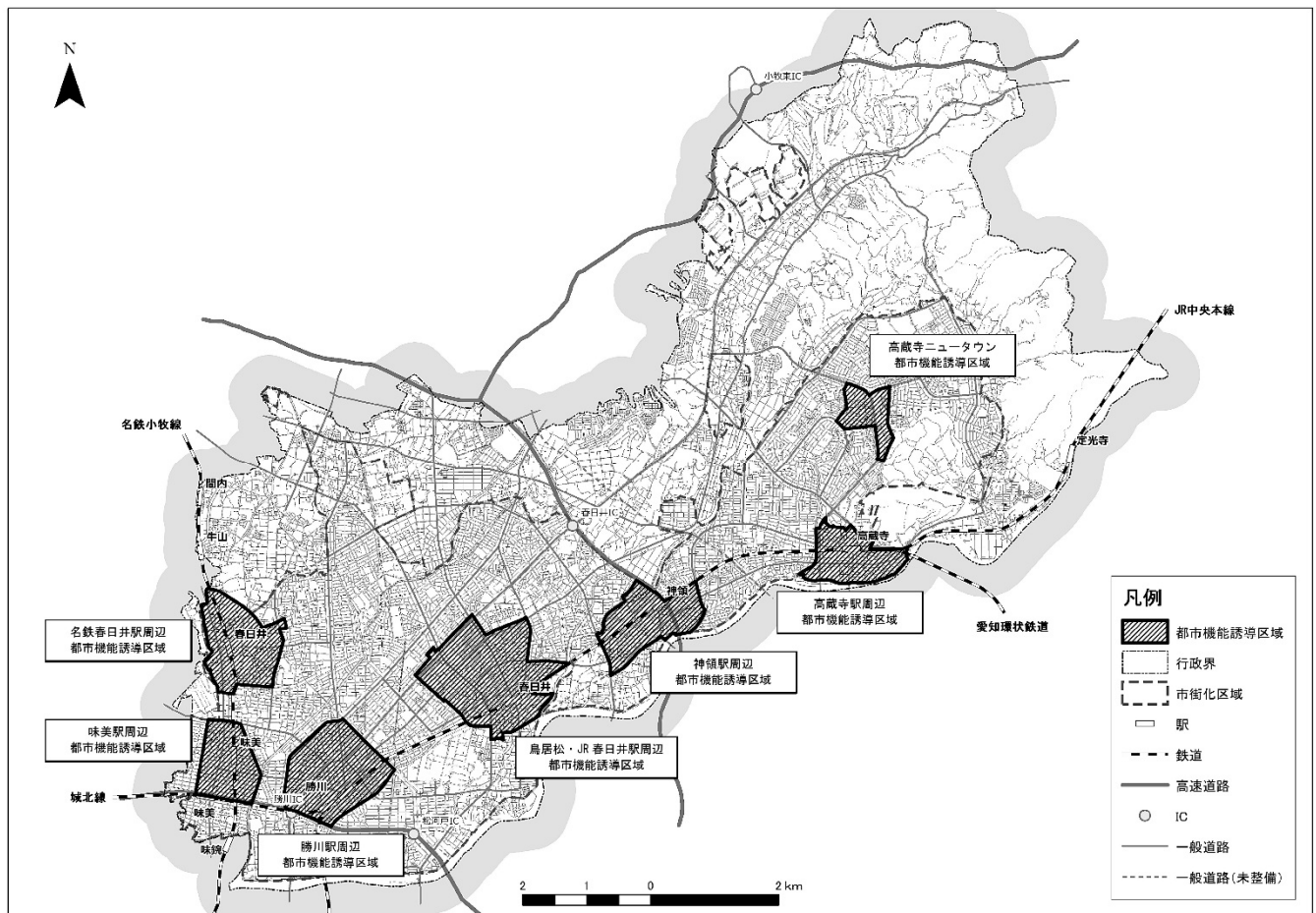
届出は、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。

都市機能誘導区域・誘導施設（都市再生特別措置法第81条第2項第3号）

都市機能誘導区域



※都市機能誘導区域の詳細は別途ご確認ください

誘導施設

具体的な施設	定義	誘導する区域
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	高蔵寺ニュータウン
子育て支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所	
食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食料品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
大学	学校教育法第1条に規定する大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺
専門学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	高蔵寺ニュータウン

届出の時期 (都市再生特別措置法第108条の2第1項)

届出は、休止し又は廃止しようとする30日前までに必要となります。

届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

- | |
|-------------------------------------|
| ➤届出書 ……………様式7 (都市再生特別措置法施行規則 様式第21) |
| ➤添付図書 位置図 |

(問い合わせ先) まちづくり推進部 都市政策課 都市計画担当 電話0568-85-6264

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。